



第 2 号

昭和32年10月1日印刷  
昭和32年10月10日発行

発行所  
宇都宮市旭町1-3-427  
宇都宮商工会議所  
電話 2,622 3,072番  
2,905

編集者 兼 発行 者 岩 沢 新 衛  
印刷者 秋 場 栄 吉  
宇都宮市旭町2丁目  
印刷所 三共印刷株式会社  
電話 4,006-4,681番

振第四一五号

昭和三十二年六月十四日

各商工会議所会頭殿

栃木県知事 小川 喜一 印

### 特定商工業者法定台帳整備並びに 負担金賦課徴収について

新商工会議所法が施行されてから既に四年、この間各商工会議所におかれましては地区内における商工業の総合的な改善発展と、社会福祉の増進に鋭意御努力をされていること、存じますが、中小企業の問題をはじめとして、商工会議所がその目的を達成するために今後とも更に一層の積極的なる事業の推進を要望する次第であります。

御承知のように商工会議所はその事業目的を達成

昭和三十二年十月 日

宇都宮商工会議所

会 頭 上 野 小 七

特定商工業者各位

各位益々御隆昌慶賀申上げます。扱而、此の度栃木県知事小川喜一殿より県内各商工会議所会頭宛別掲の如き「特定商工業者法定台帳整備並に負担金賦課徴収について」の御要望に接しました。御高承の通り去る昭和二十八年十月一日法律第一四三号新商工会議所法施行以来当宇都宮商工会議所は昭和二十九年七月二十八日新法による組織変更の認可を受け新法による特定商工業者法定台帳の整備と共に法定負担金（昨三十一年度は四百円）の収納に努力して参つたのでありますが、昨三十一年度に於ける法定負担金の当所収納率は当該決算書にも見られます通り御蔭様で七〇%以上に及びまして、地区内特定商工業者各位の多大の御協力に対し心から御礼申上げる次第であります。然しながら新法に所謂特定商工

するために商工会議所法によつて特定商工業者についての法定台帳を作成するよう義務づけられていますが、一部には未だ充分なる整備ができておらず、又この台帳作成に要する負担金の賦課徴収についても政府の行政方針に即した運営が行われていない点が多いので、新制度施行の趣旨を充分に特定商工業者に理解せしめて本制度の円滑なる実施を図るよう特に要望する次第であります。

業者の登録制度は全業者の御協力の下に法定台帳を完備し、その作製管理運用に要する諸経費については法定負担金として全業者より頂戴すべきものとなつていたのであります。知事の指摘する通りであります。つきましては昨年度に於ける御協力は誠に有り難う御座いましたが、今年度は更に一段と各位の御協力を賜わり法定台帳の整備はもとより法定負担金の収納率に於ても百%之を収納して知事の御要望に御答え致し度いと存じますので、どうか何分共宣敷く御願ひ申上げます。

尚新三十二年度より向う三ヶ年間、昭和三十四年度迄の当所法定負担金は年額五〇〇円と通産大臣の許可を得ましたについては御高念の上御協力の程重ねて御願ひ申上げます。

## 特定商工業者の皆様に御願ひ

愈御隆盛慶賀申上げます。

さて御承知の通り当所は新法による商工会議所として過ぐる昭和二十九年七月二十八日組織変更の認可を受け、同年八月十六日登記を完了、再出發致しましてより早くも三年を経過致しました。その間当所は新法に基いて特定商工業者の法定台帳の整備と法定負担金の収納に鋭意努力を重ねて参りまして、別掲上野会頭の皆様に対する御挨拶中にもあります通り、皆様御協力のお蔭で逐年その成果を挙げつゝありますことは、誠に御同慶に堪えない次第であります。然しながら当所の法定台帳の整備と法定負担金の収納率は会頭も言わるゝ通り、未だ百%と迄は至つておらないのでありまして、今年こそは更に一層の御協力を賜りたく重ねて御願ひ申上げる次第であります。以下特定商工業者の皆様の御参考迄に商工会議所法と同施行令の中必要な個所を左に抜萃致します。

### 商工会議所法(抜萃)

(法定台帳の作成)

- 第十条 商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。
- 5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に第一項の規定により作成した法定台帳をその事業年度に於ける法定台帳とするために訂正しなければならない。
- 6 商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つた時は、遅滞なく、これを訂正しなければならない。
- 7 特定商工業者は、第一項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(問合せ等)

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内に於て、その地区内の商工業者に

対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

政令第三百十五号

### 商工会議所法施行令(抜萃)

- 第一条 商工会議所法(以下「法」と云う)第十条第一項の政令で定める事項は左の通りとする。
- 一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名及び資本金額又は払込済出資総額
- 二、事業の種類
- 三、事業の開始の年月
- 四、その商工会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」と云う。)の名称、所在地及び管理者の氏名
- 五、その商工会議所の地区内の営業所等の事業の種類、従業員の数及び最近一年間における製造、加工、販売、購売その他の取立の数量又は価額
- 六、その商工会議所の地区内の営業所等の事業に必要な資金の融通を受けている主たる金融機関の名称
- 七、法第七条第二項第一号に規定する事業税額若しくは、釐産税額又は同項第二号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額
- (特定商工業者の届出事項)
- 第二条 法第十条第七項の政令で定める事項は、前条第一号、第二号、及び第四号に掲げる事項とする。

以上で大体御理解頂けたこと、存じますが、当所は本年度法の指示する通り事業年度開始の日、四月一日より六ヶ月以内に前年度作成した法定台帳を本年度の法定台帳とするために訂正しなければならない(法第十条の五)のであり、訂正後に於きましても、登録された事項に変更の生じたことがわかつた時は遅滞なくこれを訂正しなければならない。(法第十条の六)であります。右は新法が商工会議所に負荷した義務であります。この法定台帳完成のために特定商工業者の皆様の義務としては次の事項

が定められているのであります。

1. 特定商工業者は、前記法定台帳に登録されている事項のうち、政令第三一五号商工会議所法施行令第二条で定められたものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨当該商工会議所に届けなければなりません。(法第十条の七)

2. 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して宇都宮商工会議所から資料の提出を求められたときは正当な理由がないのに、これを拒んではならない(法第十条の八、及十三条の二)ことになっているのであります。

それでは「特定商工業者」とは何であるかと申しますと、これは各都市で多少異つておりますが商工会議所地区内では次の条件を具備した商工業者というのであります。

1. 資本金又は払込済出資総額が五十万円以上の法人
2. 事業税額又は釐産税額四万八千円以上の法人及び個人(法第七条の二別表)

当商工会議所は、右のように定められた事項の調査を行い、法定台帳に登録しその管理運営することを新法により義務づけられていくと共に、この法定台帳の作成管理運営に要する諸経費は負担金として毎年一定の手続きをし、通商産業大臣の許可を得て特定商工業の皆様から賦課徴収することになつているのであります。当所では昭和二十九年より毎年通産大臣宛負担金の許可申請をして、その許可指令に基いて賦課徴収をして参つたのであります。

以上は知事の要望も御座いました折から特に特定商工業者の皆様の御協力を得て完璧を期し、必要などころ丈けを摘記したのであります。不明の点は直接当所へ御尋ね下されば、詳細御知らせ申上げますから何卒宜敷く御願申上げます。

## 国鉄ストに関する日商の 意見書に対し国鉄總裁か ら回答書

去る七月三十一日に開催の日商第四回臨時会員総会で議決された「国鉄ストに関する意見」を国鉄当局に提出したところ、九月十二日付で日商に対し次のような回答がよせられた。

広報第六七七号

昭和三十二年九月十二日

日本国有鉄道

総裁 十 河 信 二

日本商工会議所

会頭 足 立 正 殿

拜復 去る七月三十一日付の国鉄ストに関する意見書を拜見いたしました。さきに、新潟地区その他におきまして国鉄労働組合が行つた処分撤回斗争により産業経済界に多大の損害を及ぼしましたことは、まことに申訳ない次第であります。法を無視した暴力的争議行為に対しましては、安易な妥協を排し、厳たる方針のもとに対処し、その抜本的な解決をはかり、将来にわたつて円滑な輸送を確保し、再びこのような事態を繰り返すことのないよう、できる限りの努力を傾注いたしております。しかしながら、このように抜本的な解決を期するためには、今後さらに紛争が起りうることも予測されます。わたくしどもといたしましては、できる限り国民の皆様は御迷惑のかわらないよう努力いたしますが、このような事態につきましては、正常な労使慣行を樹立し、ひいては産業経済の発展を念ずるための措置によるやむを得ない結果であることを御了解下さいまして、一時的の御迷惑は御辛抱下さるようお願いいたします。

ここに、これまでの再三にわたる御迷惑に対し、深くおわびを申し上げますとともに、今後とも一層の御指導、御協力を御願ひ申し上げる次第であります。 敬 具

## 全国一齊に 所得税調査を開始

全国の税務署所得税課では九月から一せいに昭和三十二年度分の青色申告者に対する所得税調査(事前調査)を開始した。この調査は本年一杯続行行われるが、当局がこのほど決定した事前調査実施要領はおよそ次の通りである。

事前調査の本来の狙いとするとところは、三月の確定申告が正しく行われることを目途として、確定申告前に指導的意味を含めて調査するもので、その主な対象となるのは青色申告者のうち帳簿組織や記帳状況の不備なもの、過去における税歴が悪く、正しい申告の期待できないものや季節営業者等である。

### 事前調査の対象者

各税務署とも六月中に対象者の予備選定を行つたがさらに事業所得調査カードや権衡査案表、あるいは調査事績を調べ、記帳の状況税歴のほかに採用や未活用資料も総合して次の要領で対象者を確定する。

- ① 青色申告の場合は特定の控除（専従者控除など）をする前の所得が年間四十万円を超えるもの。また新規の青色は特別経費の控除後の所得が四十万円以上（地方局では三十万円）のものを原則とする。
- ② 前年は控除その他の関係から失格者として扱われていたものでも純損失があつた者は今年の事前調査対象者に入る。
- ③ 売上げがほとんど現金主体であるもの。
- ④ 仕入れがほとんど現金主体であるもの。
- ⑤ たな卸商品をもつていない業態のもの。たとえば床屋、風呂屋のサービス業や金貸し、ブローカー等がこれらに入る。
- ⑥ 季節営業といわれているもの。例えば花火、山小屋、海の家などはもちろんのこと、特に季節によつて売上げの伸張のみられる鮮魚、飲食、料理、喫茶等までが入る。
- ⑦ 事前調査と併行して効率の標準をとる調査を行うため、誠実な青色申告者で所得四十万円以上のものを選ぶ。

#### 事前調査

事前調査は九月一日から特定の青色申告者について実施されるもので、その対象期は三十二年分の所得額である。国税当局の基本方針によれば、事前調査は調査担当官一名につき約五十一件程度が割りふられ、この調査は本年十二月までの四ヶ月間に処理されることになつている。

#### 事後調査

事前調査に対する事後調査であるが、九月一日から本格的に実施される事後調査は、三十一年度申告分について行われるものである。

（税務週報による）

### 寄稿欄

宇都宮商工振興の為に商工青年の御寄稿を歓迎致します。何卒奮つて御寄稿下さい。今回は相生町石井洋品店の石井敏夫さん（中央大学商学部学生）の御寄稿を掲載致します。

## 他人事でない問屋街の週休制

### 小売店にも月二回はほしい

中央大学商学部学生

石井 敏夫

#### 問屋の場合

過日、宇都宮商工会議所から私宛何か書けとの依頼を受

けました。実は私はまだ学生でもあり、実際の経営にタッチしていないので直接皆さんに参考になるようなことは書けません、たゞ一つは是非でも実現してほしいと願うものに小売店の休日問題がありますので、きようはこの問題を取り上げ、何商売にかゝらず実現されんことを祈つて止みません。さて、既に新聞、ラジオで周知のように東京日本橋横山町周辺の問屋街では九月から全店一齊に毎日曜日を「日曜は働く者の休息日」の標語の下に休日として定め、実施しているが大分結果は好評のようである。

もと／＼この週休制実施問題は以前からも問屋街で話が進められていたが、たゞ／＼八月十三日付読売新聞人生案内欄へ投稿した問屋店員の悩みが、急にクローズアップされてより週休制の実施を早めたのであろう。

こゝで、同新聞が私の手許に保存されているので、その概略内容を紹介して見よう。

「私達問屋街に働く店員は朝七時から夜は十二時過ぎまで立ち通しで、ヒザを折れるのは昼食の時だけ。多忙な時は食事も満足に食べられず、荷造りが終ると夜半一時帳面の計算があると三時頃床に入ります。月二回は休みですが、多忙な七月、十二月は無休です。私達はサラリーマンと違い寝食も忘れ働く心意気はありますが、もう少し休養を与えてほしいと願つてます。東京・働く店員たち」

この投書に対し木々高太郎先生の解答

「これは、いままでも人生案内で受けたことのない質問です。店員連名で答を聞きたいというのはどうしても答えずにはられません。このような昔風の店もまだ沢山あることには思いますが、小さい商店では新時代の会社のようなやり方は到底出来ないでしょう。だから私は店主側にも店員側にも良いようにするために改良と工夫をお奨めします。それには双方の利益をお互いに認めた上で円満に話し合うべきでしょう。そして他店で同じ問題があつたらどう改良しているかを参考にすべきです。このようにして双方がいきり立たず、時間をかけて話し合いたい、考えがわいたら、一応半年とか一年とか試みることです。話のきつかけにこの答が役立つよう祈つてます。」

以上が大体の記事の内容だが、私はこれを読み、投稿した店員さんには頭が下る思いがした。何故なら理解のある店主を持つていない店員には、新聞を讀んだり、ラジオを聴く暇さえないのが多いのである。まして手紙や原稿を書く余裕など皆無に近い。だがこの店員さんは恐らく眠い目をこすり、疲れた身体をさすり、何度も／＼書き直したりして投稿したに違いない。それが、きつと文章の一字々々に現れ、数多い投書の中から木々先生に深い感銘を与え、採用されたのだらう。

そして反響は横山町周辺の間屋街に拡大し遂に「新時代に即応する労務管理は、先ず週休制の実施により、従業員健康、福祉を増進し、明日への勤労意欲と顧客へのサービスの万全にある」と劃期的な週一回の休日設けるに至つたのである。

私はこの間屋街の週休制実施に拍手を贈り、近代経営を一步前進させたといつても過言ではなく、大変喜ばしいと同時に羨しくも思つてゐる。

#### 小売店の実情

しかし私はこの間屋街の週休制を他人事として喜んでゐる場合ではない。今度は我々の番ではなからうか。

それでも最近は大分、月一回位の休日設ける商店が出て来たが、大半は相変らず年中無休に近い毎日である。果してこれで良いのだろうか。私は疑問に思う。

ある店主は「私は毎日働くことに生きがいを感じ楽しく仕事に精出してゐるし、年を取つてからゆつくり生活を味わいたい。それに早起きは三文のなんとかの諺のように、一日でも余計に働けばそれだけ店は繁昌するのだから結局は自分達のためだ。第一休日など設けたら顧客には不便を与え、店員はろくな遊びしか覚えぬ。だから私は休日など絶対に反対だ」と。成る程、この考えも一理はある。

だが、その前に私は「あなた方は余りにも自分達のことばかり考えていて、店員や家族のことを忘れ過ぎてゐる」と訴えずにはいられない。

商人の子供が何故商店の後継ぎを嫌らうかあなたは知つてゐるのか。それは、あなたは子供は我が子だから忘れてゐない。出来るだけ子供のために、学校にも行かせ、好きなものを与えてやつたかも知れない。だが、その金で何んでも解決しようとした考え方が間違つてゐたのではなからうか。

もつと甚しいのになると、商人の子供達の中には、日曜日も、楽しめるべき夏休みも多休みも店の手伝い〜で終つてゐる。より恐るべきことは小学生位で余りにも店の手伝いをさせられるため、商人を嫌らうのとは逆に、勉強よりも商売の方が好きになり、悪い意味での逞しき金儲けだけの商魂を植えてしまふことである。それをまた親が得意になつて顧客や親戚に吹聴してゐるのだから誠にもつて驚き入る。このように休日もない無味乾燥な忙しい、あくせくとした毎日が、我が国の商店のレベルをより低下させてゐるのである。

時折り私宛全国の商店の子供や店員さんから来る悩みの手紙には一様に皆この問題を言つて来ている。そして例え最低生活でも良いからもつとゆとりのある人生に生きがいのある職業につきたいとも言つてゐる。

我々は生涯をあくせくと働くためにこの世に生れて来た

のではなかつた筈。商売とは生活を樂しむためのあくまで手段ではないだらうか。過去の現実には社会や政治の貧困から止むを得なかつた。私は決して親を恨んでゐない。それは我々の親も生きがいのない毎日の生活、レベルの向上しない商人生活であつたかも知れないが、とにかく努力して来た。

この改善は結局、我々二代目、三代目の責務である。もつと〜より商店のレベル向上と少なくとも社会から、店員から、そして子供からも尊敬される店主にならなくてはならない。特に私は新進氣鋭溢れる宇都宮の青年店主の決断力をお願いして止まない。(九月二十九日記)

### 新入会員御芳名

#### 個人の部

宿郷町	荒井充親	一口
石井町	寺田皆吉	一
大谷町	石川英太郎	二
宮島町	木下榮	一
清住町	鹿妻芳行	一
千手町	小西繁雄	一
旭町	橋本キーン	一

#### 法人の部

上河原町	(株)大津屋本店	一口
清住町	宇都宮金物商協同組合	一
大谷町	大谷通運株式会社	一
材木町	株式会社大塚商店	五
石井町	外池酒造株式会社	一
花房町	栃木いすゞ自動車KK	二
塙田町	株式会社村慶商会	一
一条町	〃 桜寿司	一
中戸祭町	栃木日野デizerKK	一
〃	株式会社関東モーターズ商会	一
大曾町	有限会社久喜屋	一
西原町	三共食品株式会社	一
大工町	山和織維株式会社	一
宿郷町	株式会社丸協青果市場	一
西原町	栃木トヨペット株式会社	二
塙田町	宇都宮家具商工業組合	一
大町	栃木貨物自動車株式会社	三
曲師町	有限会社渡辺万年筆店	一
塙田町	三信電工株式会社	一

録事

- 七月二日・三日 店員講習会 日光田母沢にて 上野会頭出席
- 二日 企画、観光、商業委員会(夏まつり)
- 三日 茨城、栃木交通交流会
- 〃 栃木県観光土産品協会結成準備会
- 五日〜九日 日商職員研修会、日光田母沢会館、鴉山職員出席
- 五・六日 池尻、静岡方面に店員退職金制度調査のため視察、荒牧、鈴木、野沢、篠崎、木村、菊地、箕輪、田辺、皆川議員、小川職員同行
- 五日 発明相談 堀田先生
- 〃 青色記帳説明会 出席者八五名
- 〃 宇都商工会議所より五名商店街視察に來所
- 六日 法律相談
- 八日 夏まつり打合せ
- 九日 青色中間記帳状況説明会
- 十日 夏まつり福引当籤者招待の準備のため袋田に視察す。五味事務、野沢・小川職員
- 十一日 夏まつり協力委員会
- 十三日 商業、観光委員会(夏まつり)
- 十五日 宇都宮ドライ協同組合、雀宮食品商業協同組合設立認可さる。
- 十七日 日商第三三回常議員会、於東商、上野会頭出席
- 〃 日本生産性本部懇談会、藤山前会頭を囲んで懇談会、於東京会館、上野会頭出席
- 十八日 鉄道貨物協会通常総会に上野会頭出席
- 十九日 県下事務局長会議
- 十九日 珠算検定試験合格証授与
- 二十四日 中野区役所より一〇〇名商店街視察に來所
- 二十五日 正副会頭會議
- 〃 常議員会 議員懇親会
- 二十七日 下野食品商業協同組合認可さる。
- 三十一日 日商第三四回常議員会、第一四回議員総会、第四回臨時会議員総会、於東商、上野会頭出席
- 八月一日〜五日 夏まつり開催
- 一日 商店照明コンクール 五八店舗参加
- 二日 発明相談 堀田先生
- 三日 法律相談
- 七日 三楽園々見、栗谷沢ダムにキャンプ 上野会頭より菓子を寄付す。
- 九日 金融懇談会、於伝馬町商誠会
- 十日 県米雑穀商協同組合設立認可さる。
- 十日 県せんべい生産販売協同組合認可さる。
- 十二日 夏まつり福引当籤者袋田温泉に招待す。
- 十三日 企業経営診断について懇談会 一ツ橋大学

- 教授、上野会頭、五味事務出席
- 十六日 バナナ輸出について会議、於東京産業会館 稲村職員出席
- 十八日 珠算指導者研修会
- 二十一〜二十三日 中小企業相談所研修会 熱海にて 神山職員出席
- 二十一日 熊谷青年会議所より商店街視察に來所 岩沢事務局長新任
- 二十三日 靖国神社奉賛会支部設立懇談会、於県正庁 五味事務出席
- 二十四日 商業部会(夏まつり決算報告会)
- 二十八日 株式会社宇都宮デパート株主総会
- 〃 広島博について松本一男氏外三名來所 大谷採掘場案内
- 二十九日 金融懇談会(宇都宮専門店会)
- 九月 三日 中小企業関係金融について座談会に上野会頭出席(連合会長として)
- 〃 利子補給説明会開催
- 四日 商店街連盟結成準備会開催
- 〃 正副会頭會議開催
- 〃 常議員會開催
- 〃 運営委員會開催
- 五日 金融懇談會開催、新市町村建設審議會、於県庁知事応接室、上野会頭出席
- 六日 発明相談所開設
- 七日 法律相談所開設
- 十日 商店街連盟發起人會開催
- 〃 青色懇談會開催
- 十三・十四日 第三回卸連盟見本市スポーツセンターにて開催
- 十六日 連合会事務局長會議開催
- 十七日 金融懇談會開催
- 十八日 常議員會開催
- 〃 宇都宮商店街連盟創立總會開催
- 十九日 見本市反省會開催
- 二十日 監事會開催
- 二十六日 常議員會開催
- 〃 議員總會開催
- 〃 金融懇談會開催
- 九月二日より第三回簿記講習會を開催
- 九月 九日 桐生商工会議所議員川田氏外二十七名商店街視察に來所
- 十日 会津若松商工会議所事務理事佐藤氏外觀光宣伝のため來所
- 十七日 岩沢事務局長、小川職員水戸に出張 日商に陳情書提出のため合同協議
- 二十七・八日 日商第三五回常議員會、第六回通常會議員總會、第一五回議員總會に上野会頭、五味事務出席